司法犯罪心理学　レポート　5122020　平原拳誠　④～⑥

司法精神鑑定　刑事責任能力鑑定→簡易鑑定と起訴前本鑑定の2種類（3つとも医師が担当する）

　　　　　　　医療観察法鑑定　心神喪失の状態であるかどうかなど

　　　　　　　民事精神鑑定　成年後見制度に関する審判のための精神鑑定など

情状鑑定　裁判所が被告人等裁判を受けるものに対する処遇を決定するための鑑定（担当　心理学の専門家）

刑事司法システム　被害届を受け、調査し裁判、処遇に至るまでの流れ　最初は警察

警察の特徴　　被害届を出すことはDV・性犯罪被害者にとってはハードルが高い　報復の可能性など

　　　　　　　被害の未然防止の役割を担っている　またストーキングなどの再被害防止も重要である

　　　　　　　司法分野以外では地域警察活動・防犯環境設計などを担っている

心理の研究者は法科学第４部に配属されている　ポリグラフ捜査　文書鑑定　音声の異同識別

犯罪行動科学部　少年非行の原因や背景　犯罪者プロファイリング　交通科学部　高齢者や交通安全教育など

科学捜査は重要視されている　全国の警察本部の刑事部には科学捜査研究所が設置されている

生活安全部・地域部なども心理職の関与はある　少年相談　問題解決型警察活動

犯罪の予防に心理学を位置づける　一次予防　二次予防　三次予防

<家庭裁判所について>

「家庭に光を　少年に愛を」　少年事件　家事事件　人事訴訟を主に取り扱う

また家庭裁判所には司法的機能と臨床的機能が備えられている

臨床的機能の担い手が家庭裁判所調査官である　医学・心理学・社会学など多面的に調査をおこなう

これには事実の調査、調整・働きかけの2つの機能が存在する

調査は主に調査面接で行われる　非言語や養育者との関係についても観察する必要がある

また出張調査や多職種連携の中から得られる情報は面接で得た情報を説得力のあるものへと変容させる

家庭裁判所は事件の送致などを受けると裁判官が法的調査を行い、調査官に要保護性についての調査（社会調査）を命じる　そして裁判官において裁判を開くかどうかを決める

少年審判手続きは非公開で行われる　審判は少年自身が反省するように促すものでなければならない

裁判官は法務技官、法務教官、保護観察官、児童福祉司と連携をとることが多い

少年保護事件には審判不開始または不処分で終局している　教育的措置を行っている

→体験学習、グループワーク、面接など

・試験観察　処分を留保し、少年の行動を観察し最終的な処遇を決定するもの　成人にはない制度

　　　　　　在宅試験観察　少年を保護者のもとに置き、調査官が直接指導や観察を行う

　　　　　　補導委託　調査官の観察と民間を併せたもの

・家事事件　家事審判事件と家事調停事件に分けられ、非公開で行われ職権主義の下にあるのが特徴である

　　　　　　　　　→調停委員会が合意形成を援助し、調停調書に記載されると確定審判と同じ効力を持つ

子供の監護をめぐる紛争事件　帰すうの問題、子の引き渡し　子の監視者の指定　面会交流

<矯正施設>

法務省管轄の少年鑑別所、少年院、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）

少年矯正→健全育成　児童の権利に関する条約　最善の利益

3つの目的　①鑑別対象者の鑑別　収容審判鑑別　在宅審判鑑別　処遇鑑別

②監護処遇

③非行及び犯罪の防止に関する援助　法務少年支援センター

生活指導　職業指導　教科指導　体育指導　特別活動指導　特定生活指導は中核・周辺プログラムから構成

成人矯正→人権の尊重　特に処遇が決定してない者には逃走及び罪状の隠滅並びに防御権の尊重に留意

一般改善指導　幅広くやる　講話　体育　面接など　面接は公的権力により、非自発的になりやすい